

# 社会福祉法人多伎の郷 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## （目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人多伎の郷（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## （報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬のみを支給するものとする。

## （報酬の額の算定方法）

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間25万円以内とする。

3 常勤の理事に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

4 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

5 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

## （報酬の支給方法）

第5条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、毎月15日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第3条の規定に準じて支給する。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。  
なお、平成14年6月1日施行の役員等の報酬規程は、この規程の施行と同時に廃止する。

別表 1 ( 職員を兼務し、職員給与を支給される理事 )

| 役職名  | 報酬の額         |
|------|--------------|
| 理事長  | 月額 100,000 円 |
| 常務理事 | 月額 50,000 円  |

別表 2 ( 非常勤の役員の報酬 )

(1) 理 事

|                    | 日 額     |
|--------------------|---------|
| 理事会等会議への出席         | 7,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 7,000 円 |

(2) 監 事

|                    | 日 額     |
|--------------------|---------|
| 理事会、評議員会、監査等への出席   | 7,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 7,000 円 |

別表 3 ( 評議員への報酬 )

|                    | 日 額     |
|--------------------|---------|
| 評議員会への出席           | 7,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 7,000 円 |